

尼崎市監査公表第8号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育委員長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年5月27日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	津	田	加	寿男
同	前	迫	直	美

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
2 措置を講じた局又は団体	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
3 監査結果報告日	平成23年3月25日
4 措置通知日	平成26年5月9日
5 監査結果の内容	<p><u>指定管理における受講料が市に納入されていなかったことについて</u></p> <p>各地区体育館で実施する健康づくり教室や一般開放事業について、事業内容や受講料等の取扱いが年度協定書等に記載されておらず、その内容が不明確となっていた。</p> <p><指導の要点></p> <p>委託事業の事業内容や受講料等の取扱いについては、年度協定書等に明記すること。</p>
6 措置の内容	<p>事業内容や受講料等につきましては、平成26年度の年度協定書に明記いたしました。</p>

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	教育委員会事務局
2 措置を講じた局又は団体	教育委員会事務局 スポーツ振興課
3 監査結果報告日	平成23年3月25日
4 措置通知日	平成26年5月9日
5 監査結果の内容	<p><u>指定管理における受講料が市に納入されていなかったことについて</u></p> <p>各地区体育館で実施する健康づくり教室や一般開放事業について、事業内容や受講料等の取扱いが年度協定書等に記載されておらず、その内容が不明確となっていた。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p> <p>< 指導の要点 ></p> <p>委託事業の事業内容や受講料等の取扱いについては、年度協定書等に明記すること。</p>
6 措置の内容	<p>ご指摘の健康づくり教室や一般開放事業の内容や受講料の取り扱い等については、年度協定書等に明確に記載されず不明確でありましたので、その内容等を明確に年度協定書に記載するとともに、双方が十分に業務内容を理解し、意思疎通を十分に行った中で取り扱えるように改善いたしました。</p>